

庁有車の交通事故の概要について

1 発生日時 令和6年6月18日（火） 午前11時30分頃

2 発生場所 港区新橋四丁目5番先

3 事故車両 庁有車（土木作業車）

4 相手方車両 乗用車

5 事故の状況

芝地区総合支所まちづくり課の職員が、道路上の雨水の排水に関する陳情対応のため、特別区道第1, 013号線道路上の交差点付近に庁有車を停車し、作業していたところ、特別区道第1, 005号線（柳通り）から右折してきた相手方車両が庁有車に衝突しました。

6 損害状況

相手方の負傷 なし

職員の負傷 なし

相手方車両 フロントバンパーの一部に傷、凹みあり

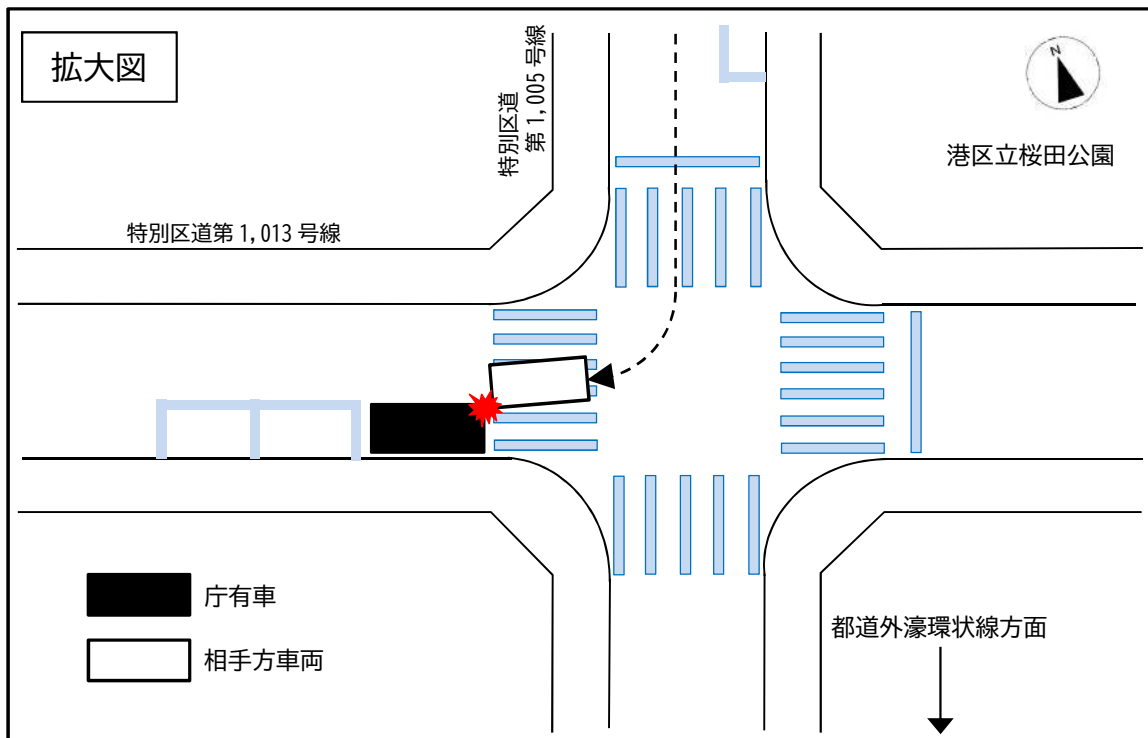
庁有車 なし

7 損害賠償額等

交渉中

8 事故再発防止等の対応

事故発生当日に課内に、同月21日に各総合支所まちづくり課に、事故に関する情報と交通ルールの遵守を徹底するよう周知しました。さらに、同月24日に芝地区総合支所まちづくり課長から課内の登録運転手に対して、交通ルールの遵守を徹底するよう講習会を実施しました。



事故発生場所写真



相手方車両：
フロントバンパー（左側に傷、凹み）



序有車：
損害なし



接触箇所